# 京都市PTA連絡協議会

平成31年度

京都市PTA連絡協議会会員 保護者の皆様へ



子どもたちの「安心」・「安全」な「未来」をお届けする

# 子ども、保護者総合保障制度のご案内

ご存知ですか?

平成30年4月1日より「京都市自転車安心安全条例」によって 自転車利用者は、個人賠償責任保険等の

# 加入が義務化されています!

そのために…

# 京都市PTA連絡協議会が会員の皆様のために 条例対応のプランをご用意しました!

# POINT1

自転車等による法律上の賠償責任を



# 示談交渉 サービス付!

\*ご家族全員が対象となります \*京都市自転車安心安全条例にも対応

# POINT2

ケガによる 入院・手術・通院も

補償

# 医療相談 サービス(無料)付!

\*サービスの詳細は後記「サービスのご案内」 をご参照ください。

# POINT3

お子様が 卒業されるまで 自動更新!

# 毎年の加入手続きのお手間がかかりません!

\*お子様が各校園卒業時に再度手続きが 必要です。

申込締切日(消印有効)		保険(補償)期間	掛金(保険料)引落日
本締切日	3月25日(月)	平成31年4月1日午後4時から平成32年4月1日午後4時まで	6月27日(木)
追加締切日*	4月25日(木)	平成31年5月1日午後4時から平成32年4月1日午後4時まで	7月29日(月)

※追加締切日でのご加入は中途加入扱いとなります。詳しくはP6をご覧ください。



# 昨年度までに本制度にご加入いただいている皆様へ

既に本制度に加入されており、引き続き在学されている方についてはお手続きは不要です。加入プラン・引き落とし口座を変更する場合、または本制度から脱退される場合のみ、お手続きをお願いします。 なお、平成31年度に新たに京都市立学校に進学され、引き続き保険に加入を希望される方については、改めてお手続きをお願いします。

## 自転車安心安全条例改正に対応している保険です!!

却市DTA 油纹拉議会

大切なお子さまのご入学、ご進級おめでとうございます。平素は京都市PTA連絡協議会の活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、京都市で平成30年4月から自転車利用者が損害賠償保険に加入することが義務化されていることを受けて、京都市PTA連絡協議会では、保護者の皆様に割安で加入いただける保険を用意しました。万一の事態への備えとして、ぜひ加入をご検討ください。

この保険は各ご家庭から直接お申込みいただくものです。 保険の内容等のお問合せについては学校等ではなく下記までお願いします。

京都府損害保険代理業 協同組合

〒602-8144 京都府京都市上京区丸太町通黒門東入る藁屋町 536-1元待賢小学校3階

<u>oo</u> 0120-670-022 [

AM9時~PM6時

東京海上日動火災保険株式会社

18-T07760 2019年1月作成

# こんな場合に保険金をお支払いします!

# お子さまの補償

増加するお子様の自転車事故! 高額な賠償事故への備えは十分ですか?

京都市では平成30年4月1日より、自転車に乗られる方は保険加入が義務化されています!

# 日常生活における賠償責任や 自転車事故における 賠償責任を補償

(京都市白転車安心安全条例に対応しています)



(例)自転車で他人にケガをさせた。

# 示談交渉サポート付

# ご家族全員の自転車事故を補償

- ●国内外を問わず、誤って他人にケガをさ せたり、他人のものを壊したりして、法律 上の賠償責任を負った場合に保険金をお 支払いします。
- ●お子様はもちろん、ご家族の日常生活で の賠償事故も補償します。
- ●自転車で他人にケガをさせた場合も保険 金をお支払いします。
- ●上記の他に、情報機器等に記録された情 報の損壊に起因する賠償事故についても 保険金をお支払いします。 (記録情報限度額500万円)
- ※示談交渉サポートは国内のみとなります。

# 24時間いつでもどこでも 急激かつ偶然な外来の 事故によるケガを補償

(ケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます)



# 万一、扶養者が急激かつ 偶然な外来の事故で 亡くなられた場合等に補償

(例)扶養者が事故でなくなり、授業料が払えなくなった。

# 24時間無料の医療相談サービス メディカルアシスト付帯(詳細はP7)

- ●校内、通学途上、クラブ活動、旅行、レ ジャー等でのお子様の急激かつ偶然な外 来の事故によるケガを補償します。 (国内外を問いません。)
- ●自転車での事故も補償します。
- ●入院・通院は1日目から保険金をお支払い します。ケガによる死亡・後遺障害保険金、 入院保険金、手術保険金、通院保険金をお 支払いします。
- ●特定感染症・熱中症も補償します。
- ※急激かつ偶然な外来の事故の要件を欠く野球 肘およびしもやけ等は補償の対象となるケガに
- ※特定感染症\*1を発病した場合は、後遺障害・入 院・通院の各保険金をお支払いします。
- \*1特定感染症の定義については、後記「補償の概要 等 | をご確認ください。
- ※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。 指定された扶養者が急激かつ偶然な外来の事 故で死亡もしくは重度後遺障害が生じ扶養者に 扶養されなくなった場合に、育英費用保険金を 全額一時にお支払いします。

# 保険の対象となる方(被保険者)について

# 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*」としてご加入できる方は、京都市PTA連絡協議会に加盟する会員の方(京都 市立学校・幼稚園に在籍されているお子様)となります。

# 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方は、以下のとおりです。

	こども傷害補償 本人型	個人賠償責任 (注) 家族型
ご本人*(子ども)	0	0
ご本人*(子ども)の配偶者	_	0
ご本人*(子ども)もしくは親権者または ご本人*(子ども)の配偶者の同居のご親族	_	0
ご本人*(子ども)もしくは親権者または ご本人*(子ども)の配偶者の別居の未婚のお子様	_	0

- ※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故 発生時におけるものをいいます。
- ※個人賠償責任については、ご本人\*(子ども)の親権者 その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険 の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、 ご本人\*(子ども)に関する事故に限ります。)。また、ごね 人\* (子ども) 以外の上表の保険の対象となる方が責任 無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他 の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力 者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる 方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。
- \*加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」 として記載された方をいいます。

(注) ご注意!! 個人賠償責任がセットされているプランを複数加入されると、個人賠償責任の補償が重複してしまいます。 ごきょうだいが複数いらっしゃる場合、賠責セットプランはお1人のみご加入ください。

# ご参考:卒業年早見表(※加入依頼書に卒業年を記載する際にご参照ください。)

平成31年度の学年	卒業年	生年月日	平成31年度の学年	卒業年	生年月日
年少	平成34年	平成27年4月2日~平成28年4月1日	1年生	平成34年	平成18年4月2日~平成19年4月1日
年中	平成33年	平成26年4月2日~平成27年4月1日	2年生	平成33年	平成17年4月2日~平成18年4月1日
年長	平成32年	平成25年4月2日~平成26年4月1日	3年生	平成32年	平成16年4月2日~平成17年4月1日
小学校			高校		
平成31年度の学年	卒業年	生年月日	平成31年度の学年	卒業年	生年月日

小子仪		
平成31年度の学年	卒業年	生年月日
1年生	平成37年	平成24年4月2日~平成25年4月1日
2年生	平成36年	平成23年4月2日~平成24年4月1日
3年生	平成35年	平成22年4月2日~平成23年4月1日
4年生	平成34年	平成21年4月2日~平成22年4月1日
5年生	平成33年	平成20年4月2日~平成21年4月1日
6年生	平成32年	平成19年4月2日~平成20年4月1日

<b>高校</b>		
平成31年度の学年	卒業年	生年月日
1年生	平成34年	平成15年4月2日~平成16年4月1日
2年生	平成33年	平成14年4月2日~平成15年4月1日
3年生	平成32年	平成13年4月2日~平成14年4月1日



幼稚園

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。 原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険 の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

中学校

## 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1)配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚 姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる
  - a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。
  - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族 :6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
- (3)未婚 :これまでに婚姻歴がないことをいいます。



ごきょうだいが複数おられ、それぞれ傷害補償を希望される場合、 賠償セットプランはお一人のみご加入いただき、他の方は傷害のみプランにご加入ください。

# 子ども総合保険制度プラン

保険金額·保険料

【保険期間:1年間、団体割引:15%、損害率による割引:15%、職種級別\*1:A】



# 賠責セットプラン

	補償内容	AA	AB	AC	AD	AE
賠責	個人賠償責任 (お子様もご家族も対象)	<ul><li>■ 国内:無制限</li><li>■ 国外:1億円</li><li>■ 記録情報限度額:500万円</li></ul>				
	死亡•後遺障害	442万円	337万円	232万円	126万円	12万円
	入院保険金(日額)*2	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	X
けが	通院保険金(日額)	2,000円	1,500円	1,000円	500円	×
が	熱中症補償	0	0	0	0	0
	細菌性食中毒(ノロウイルス等)	0	0	0	0	0
	特定感染症	0	0	0	0	×
費用	育英費用	100万円	100万円	100万円	100万円	×
サ	メディカルアシスト	0	0	0	0	0
l î	デイリーサポート	0	0	0	0	0
ビス	示談交渉サービス(賠責)	0	0	0	0	0
	介護アシスト	0	0	0	0	0
	年間保険料(※)	14,000円	11,000円	8,000円	5,000円	1,450円

# 傷害のみプラン

	補償内容	BA	BB	BC	BD
	死亡•後遺障害	436万円	330万円	225万円	120万円
	入院保険金(日額)*2	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
け	通院保険金(日額)	2,000円	1,500円	1,000円	500円
が	熱中症補償	0	0	0	0
	細菌性食中毒(ノロウイルス等)	0	0	0	0
	特定感染症	0	0	0	0
費用	育英費用	100万円	100万円	100万円	100万円
サ	メディカルアシスト	0	0	0	0
	デイリーサポート	0	0	0	0
ビス	介護アシスト	0	0	0	0
年間保険料(※)		12,700円	9,700円	6,700円	3,700円

- (※)上記保険料には制度維持費100円を含みます。
- \*1 お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- \*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

# ご注意ください

当制度はお子様が各校園を卒業されるまで自動更新(再度加入の手続きは不要)となっております。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットの後記「補償の概要等」をご確認ください。

# 保護者総合保障制度

止式名称) 形体総合生活保险

※ご加入をご希望の方は、フリーダイヤル (0120-670-022) にご連絡ください。

# こんな場合に保険金をお支払いします!

# 回体 約27% 割引

# 保護者の方の補償

# 复害



(例)交通事故にあいケガをした。



(例)駅のホームで転倒し ケガをした。

本保険の被保険者(保険の対象となる方)である 保護者の皆様が、交通事故をはじめ、日常生活中 に起きる急激かつ偶然な外来の事故による色々 なケガから、海外旅行中のケガまで補償します。

- ※保護者ご本人のケガのみが補償の対象となります。
- ※細菌性食中毒、熱中症は補償しません。
- ※特定感染症\*1を発病した場合は、後遺障害・入院・通院 の各保険金をお支払いします。
- \*1特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認とださい

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットの後記[補償の概要等]をご確認ください。

# 保険金額・保険料【保険期間:1年間、団体割引:15%、損害率による割引:15%】

保険料は被保険者ご本人の職種級別によって異なります。

# 保護者様プラン

補償内容		CA	СВ	CC
	死亡•後遺障害	439万円	320万円	276万円
	入院保険金(日額)*1	4,000円	3,000円	2,000円
けが	通院保険金(日額)	2,000円	1,500円	1,000円
が	熱中症補償	_	_	
	細菌性食中毒(ノロウイルス等)	_	_	_
	特定感染症	0	0	0
++	メディカルアシスト	0	0	0
サービス	デイリーサポート	0	0	0
ス	介護アシスト	0	$\circ$	0
		職種級別A →	【職業・職務】事務従事者等(職種)	「級別B以外の職業・級別)
年間保険料(※)		12,150円	9,050円	6,650円
		職種級別B →	職業・職務] 建設作業者、農林業作美   自動車運転者(助手を含	養者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、 なむ)、木・竹・草・つる製品製造作業者
		16,030円	11,930円	8,780円

- (※)上記保険料には制度維持費100円を含みます。
- ●被保険者の範囲: 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいい京都市PTA連絡協議会の会員(京都市立学校・幼稚園に在籍されている方の保護者)に限ります。
- \*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

# 自転車による事故は日々増加しています! 高額な賠償事故への備えは十分ですか?

# ●小・中・高校生が加害者となってしまった自転車事故高額賠償事例

賠償金額 加害者		状況	判決
9,521万円	小学5年生 男児	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	神戸地方裁判所 平成25(2013)年 7月4日判決
9,266万円	男子高校生	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜め に横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。 男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。	東京地方裁判所 平成20(2008)年 6月5日判決
4,043万円 男子高校生		男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、施盤工(62歳) の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に 死亡した。	東京地方裁判所 平成17(2005)年 9月14日判決
3,124万円	男子中学生	男子中学生が夜間無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性(75歳)と 衝突し、女性には重大な障害(後遺障害2級)が残った。	名古屋地方裁判所 平成14(2002)年 9月27日判決

【出典】日本損害保険協会データブック

京都市では毎年2000件前後の自転車事故が発生しております。 賠償責任問題に発展することが多く、保険で確実に備えておく必要があります。

### ●京都市における自転車事故の件数 ■ 事故件数 ■ 負傷者数 — 死者数 3,000 12 2.500 10 2,000 1,500 1,000 500 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 年 25年 発生件数(件) 1,760 2,696 2,815 2,763 2,601 2,509 2,340 2,287 2,198 2,160 1,681 死者(人) 9 9 6

2,487

2,309

2,262

2,152

# ●制度についてのお問い合わせ先

お電話の際は、「京都市PTA連絡協議会の保険」のお問い合わせであることをお伝えください。

制度の内容確認 変更の手続き 契約に関する ご相談 他

◆取扱幹事代理店

2,825

京都府損害保険代理業協同組合 〒602-8144 京都府京都市上京区丸太町通黒門 東入る藁屋町 536-1元待賢小学校3階

2,764

お問い合わせ先 **000** 0120-670-022

2,134

1,750

【受付時間】月~金/AM9時~PM6時

〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社 担当支社:京都中央支社 〒600-8570 京都府京都市下京区四条通富小路角 TEL075-241-1256

# ●事故の際のご連絡先

事故の受付 事故のご相談 保険金のご請求 他 ◆事故対応窓□

東京海上日動火災保険株式会社あんしん110番 24時間・365日対応

事故受付専用

**500** 0120-119-110

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。 ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

# 募集要項

# 加入対象者 京都市PTA連絡協議会に加盟する会員(京都市立学校・幼稚 園に在籍されているお子様およびその保護者の方) (被保険者) ①同封の「加入依頼書兼口座振替依頼書」に必要事項をご記 入・ご捺印ください。 ②訂正される場合は、その箇所を=線で消して訂正印をお願 いします。 ③「加入依頼書兼口座振替依頼書」は同封の返信用封筒に ご加入方法 て、募集本締切日(もしくは追加締切日)までに到着するよ うポストに投函ください。(締切日までの消印有効とさせて いただきます。) ※「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。 ※保護者総合保障制度にご加入をご希望の方は、フリーダイヤル(0120-670-022) にご連絡ください。 3月25日(月) 掛金(保険料) 6月27日(木) 申込締切日・ 本締切日 引落日 (消印有効) 掛金(保険料) 4月25日(木) 掛金(保険料) 引落日 7月29日(月) 追加締切日 引落日 (消印有効) 平成31年4月1日午後4時~ 本締切日の 場合 平成32年4月1日午後4時まで 保険期間 平成31年5月1日午後4時~ 追加締切日 の場合 平成32年4月1日午後4時まで 口座からのお引落しは、集金代行会社・明治安田システム・テ クノロジー(株)によりさせていただきます。なお、ご通帳には 「MBS キョウトシPTA」と記帳されますのでご了承ください。 掛金(保険料) もしお引落しができなかったら… のお引落し 万一引落予定日(本締切による加入の場合は6月27日(木)、追加締切に について

万一引落予定日(本締切による加入の場合は6月27日(木)、追加締切による加入の場合は7月29日(月)に掛金(保険料)のお引落しができなかった場合は、翌月に再請求をさせていただきます。再請求日にも引落不能となった場合は、指定の期日までにお振込(着金)がない場合は、解除となりますのであらかじめご了承ください。

- \*追加締切日でのご加入は中途加入扱いとなります。
- \*追加締切日に間に合わなかった場合は、中途での加入も可能です。中途加入のお手続きは、代理店(0120-670-022)までお問い合わせください。
- ※ご加入された方には、加入者票を6月末までに送付いたします。6月末までに「加入者票」が届かない場合はフリーダイヤル(0120-670-022)までご連絡を お願いします。
- ※この保険契約は京都市PTA連絡協議会を保険契約者とする団体契約となり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として京都市PT A連絡協議会が有します。
- ※転校等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出ください。

1,648

<sup>\*</sup>停車中の車に子どもが自転車で衝突し、車の修理代を賠償する事故が増えてます。賠償額も車の修理代となり、20~80万円と高額な支払が多発しております。

# サービスのご案内

# 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、ブループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。 また、夜間の緊急医療機関や 最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は 除きます。)と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。) からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

### 緊急医療相談

堂駐の救急科の専門医および看護 師が、緊急医療相談に24時間お雷話 で対応します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予 約制で専門的な医療・健康相談をお 受けします。

# 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急 病院や、旅先での最寄りの医療機関 等をご案内します。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験 豊富な医師とメディカルソーシャル ワーカーがお応えします。

### 転院•患者移送手配\*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を

- \*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365円)。
- \*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

### 受付時間(いずれも土日祝日、年末年始を除く)

●法律相談		··· 9:00~17:00
●税務相談		14:00~16:00
●社会保険に	関する相談	··· 9:00~17:00
●暮らしの情報	報提供	10:00~16:00
●電話介護相	談	··· 9:00~17:00

oo.0120-285-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務・社会保険・介護に関する お電話でのご相談や暮らしの

インフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

### 生活支援サービス

- ●法律·税務相談\*1
- ●社会保険に関する相談\*2
- ●暮らしの情報提供
- \*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご 回答までに数日かかる場合があります。
- \*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係で ご回答までに数日かかる場合があります。

# 介護関連サービス

法律

介護

社会保険

- ・電話介護相談(介護保険制度やケア プランについてのご相談等、介護全 般に関わるご相談)
- インターネット介護情報サービス 「介護情報ネットワーク」 【ホームページアドレス】 http://www.kaigonw.n@

\*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が 定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院 または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については 厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的 医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険 期間中に対象となる先進医療は変動します。)。

団体総合生活保険補償の概要等

\*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

いいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。 詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

\*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合

(法律により「就業制限」された場合を含みます。)

る一類感染症、二類感染症、三種感染症をいいます。

ます。)された場合

※特定感染症とは…

●発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

▶死亡·後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

はお支払いできません。

た手術1回に限ります。\*3

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合

※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険

▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

ん。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。

※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複して

治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算

定対象として列挙されている手術\*1または先進医療\*2に該当する所定の手術を受

▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支

払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受け

『子ども総合保障制度』 【傷害補償(こども傷害補償)】

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

※保険の対象となる方が熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒\*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「弊社」と

\*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、 入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含 みます。)された場合

▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故 の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできませ ん。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。

※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間 中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。

※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギ プス等\*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 \*1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、

頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定 帯、胸部固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他 着脱が容易なものは除きます。

●医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合

▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支

払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)」に規定す

# 保険金をお支払いしない主な場合

保険期間:1年以内、1年超

·地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

·保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ ·保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ(そ の方が受け取るべき金額部分)

保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によっ て生じたケガ

無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている 場合に生じたケガ

・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ

▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場 の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできませ 合を除きます。)によって生じたケガ

ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー 搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被っ

・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボ クサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって 被ったケガ

自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を 行っている間に生じた事故によって被ったケガ

むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

等

<電話介護相談、各種サービス優待紹介>

<電話介護相談、各種サービス優待紹介> 受付時間(9:00~17:00土日祝日・年末年始を除く)

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。 また、高齢者の生活を支える 各種サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

## インターネット介護情報サービス

- ・ホームページを通じて、介護 の仕方や介護保険制度等、介 護に関する様々な情報をご 提供します。
- ・インターネット介護情報サー ビス「介護情報ネットワーク」 【ホームページアドレス】 http://www.kaigonw.ne.jp/

# 電話介護相談

- ・社会福祉士・ケアマネジャー・看護 師等が、公的介護保険制度の内容 や利用手続、介護サービスの種類 や特徴、介護施設の入所手続、認 知症への対処法といった介護に関 する相談に電話でお応えします。
- ・認知症のご不安に対しては、医師 の監修を受けた「もの忘れチェック プログラム」をご利用いただくこと も可能です。

# 各種サービス優待紹介\*1 「家事代行」「食事宅配」「リ

フォーム」「見守り・緊急通報シ ステム」「福祉機器」「有料老人 ホーム・高齢者住宅
|「バリアフ リー旅行しといった高齢者の生 活を支える各種サービスを、優 待条件でご紹介します。

\*1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの 利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

### ご注意ください(各サービス共通)

- ●保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ●メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)
- ●メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ●『サービスのご案内』における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが 婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって発病した特定感染症 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特 定感染症

保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感 ●医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含み 染症(その方が受け取るべき金額部分)

保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によっ て発病した特定感染症

傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因 する特定感染症

保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感

染症(更新の場合を除きます。) 等

08

### 保険金をお支払いする主な場合

扶養者\*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含 | **・地震・噴火**またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状 めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者 |態 に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合

▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。

### (重度後遺障害の例)

- ●両目が失明したもの
- ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの
- ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等
- 保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご 契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補 償内容を十分ご確認ください。
- \*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。

ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失に よって生じたケガによる扶養不能状態

保険金をお支払いしない主な場合

- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養 不能状態(その方が受け取るべき金額部分)
- ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶 養不能状態
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、 · 扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている 場合に生じたケガによる扶養不能状態
  - ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガに よる扶養不能状態
  - ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能 狀態
  - ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治 療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態
  - ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養してい ない場合

# 【賠償責任に関する補償】

### 保険金をお支払いする主な場合

## 国内外において**以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物(情** 報機器等に記録された情報を含みます。)\*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う

- 場合 ●保険の対象となる方の日常生活に起因する偶然な事故
- ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起 因する偶然な事故
- ▶1事故について保険金額\*2を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示 談交渉は原則として弊社が行います。
- ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる 方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできません のでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、 保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支 払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご 契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補 償内容を十分ご確認ください。
- \*1 保険の対象となる方が国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住宅内に保 管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、**受 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている間に生じ 託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場 合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。 ただし、損害額は時価額\*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項)
  - なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車(ゴルフ・カートを含みます。)、自転車、船舶等
- サーフボード、ラジコン模型等
  - ·携帯雷話等
- ・コンタクトレンズ、眼鏡等
- ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等・設備・什(じゅう)器や商品・製品等
- 動物、植物等の生物 ·乗車券、通貨等
- ·貴金属、宝石、美術品等
- \*2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500 万円が支払限度額となります。
- \*3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算 出した金額をいいます。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項に ついては、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因 する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任\*1)によって保険の対象となる 方が被る損害
- 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によっ て保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険 の対象となる方が被る損害
- 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によっ て保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項につ いてはお支払いの対象となります。)
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損
- ·航空機、船舶、車両\*2\*3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用また は管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ>
- ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する 損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)に よって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害
- た事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因す
- る指害
- 受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害
- ・すり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に 起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みま す。)に起因する損害

- \*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以 外の場合、ゴルフの練習、競技または指導\*4中に生じた事故による損害 賠償責任は除きます。
- \*2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・ カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。
- \*3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管 理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 は、お支払いの対象となります。
- \*4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地 内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

# 『保護者総合保障制度』

### 【傷害補償】

### 「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩の ような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「弊社」と いいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が
-	<b>  後遺障害保険金</b>	保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。	受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に
傷害補偿	保険金手術保険金	※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。  医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合  ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。  ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*¹または先進医療*²に該当する所定の手術を受けられた場合  ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3  *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院(往診を含みます。)された場合</b> ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等**を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろつ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	
特定感染症危険補		に感染症の発病によって以下のような状態となった場合 発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場 合(法律により「就業制限」された場合を含みます。) 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を 含みます。)された場合 傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金 をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する

をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご 1・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する

特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症

(更新の場合を除きます。)

09 10

確認ください。)。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)」に規

定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。

※特定感染症とは…

# 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

- ※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

# マークのご説明



繋 保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、 様は 特にご注意いただきたい事項

# ご加入前におけるご確認事項

## 1.商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方 とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利 等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出 により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。 ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範 囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

# 2.基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払い しない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご 確認ください。

# 3.補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族 が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償 が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、 どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保 険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確 認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

- ●個人賠償責任補償特約●借家人賠償責任補償特約
- ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約
- ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救援者費用等補償特約
- ●葬祭費用補償特約(医療用·所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約
- ●育英費用補僧特約
- ●学業費用補償特約
- ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
- \*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動 (以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
- \*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居 から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になっ たとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

# 4.保険金額等の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいた だくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認くださ

# 5.保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パ ンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場 合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフ レット等にてご確認ください。

# 6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

### (1)保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料について は、パンフレット等をご確認ください。

### (2)保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

# 7.満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

# ご加入時におけるご注意事項

# 1.告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な 事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告 知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知 事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払 いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項に ついては後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償に よっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合 もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください (項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入 内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表 の事項が告知事項となります。

## [告知事項•通知事項一覧]

基本補償·特約項目名	傷害補償	こども 傷害補償	個人 賠償責任
生年月日	_*1	*	<b>★</b> *2
性別	_	_	_
職業・職務*3	<b>★</b> *4	_	_
健康状態告知	_	*	_

- ※すべての補償について「他の保険契約等」を締結されている場合はその 内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こど も傷害補償)については、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ 通知事項(☆)となります。
- \*1 こども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。
- \*2 こども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりま せん。
- \*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \*4 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約を セットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

### 2.クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

## 3.保険金受取人

# [傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象とな る方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人 にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方の ご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますよう お願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレ ット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方 について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

# 4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たな ご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご

### 加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくな ることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保 険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定 死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合 や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていた だく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義 務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険 金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあ ります(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である 場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0 時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中 に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。)。

# ご加入後におけるご注意事項

## 1.通知義務等



## [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が 生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連 絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されるこ とがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受 けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたら ない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「II-1 告 知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

### [その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載の お問い合わせ先までご連絡ください。

# 2.解約されるとき



ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご 連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険 料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還また は請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なり ます。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既 経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少 なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料 が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。
- \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいい ます。

# 3.保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険 の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続 きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡く ださい。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださ いますようお願いいたします。

# 4.満期を迎えるとき



## [保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- ●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断り したり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- ●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した 場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されま す。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できない ことがあります。

### [更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計 算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と 異なることがあります。

### [保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求 忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明 な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐに ご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後 の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご

## [更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふり がな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正 いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についても あわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問 い合わせ先までご連絡ください。

### [ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反 映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約 はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加 入内容にて更新されます。

# その他ご留意いただきたいこと

# 1.個人情報の取扱い



- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個 人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグルー プ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・ 履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービス の案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利 用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報 (センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適 切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務 委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請 求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために 他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用す
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の 提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同し て利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再 保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続 きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契
- 約者に対して提供すること 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ
- (http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/) および他の引受保険 会社のホームページをご参照ください。
- ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故 招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払 を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象とな る方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況につい て一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認 を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

# 2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入につい て死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、そ の保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効にな
- ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の 保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合 ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合におい て、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対 象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者 その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入 を解除することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。 3.保険会社破綻時の取扱い等



12

- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払 いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者 保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下 表のとおりとなります。

I	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経 過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率 等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

# 4.その他ご加入に関するご注意事項

ては弊社と直接締結されたものとなります。

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・ 契約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につい



- ●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着し ましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認く ださい。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入 依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願い いたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い 合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大 切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票ととも に保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受 割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負いま す。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。 引受保険会社については、後記<共同保険引受保険会社について>を ご確認ください。

### 5.事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補 償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内 に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず 弊社とご相談いただきながらご対応ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類ま たは証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保 険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を 証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療 報酬明細書等(からだに関する補償においては、弊社の指定した医師に よる診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場 合があります。)
- ・弊社の定める就業不能状況記入書
- ・弊社の定める就業障害状況報告書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支 払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 ・所得を証明する書類
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事 情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険 金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険 金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」とい います。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方また は保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。 本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいた します。
- \*1 法律上の配偶者に限ります。
- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その 他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払った ときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険 金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を 行っている場合
- 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを 確認できる場合
- 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、 保険金を支払う場合

# 東京海上日動安心110番(事故受付センター)の ご連絡先は、後記をご参照ください。

# 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお 問い合わせ先にて承ります。



# 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機 関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結し ています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立て を行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 (http://www.sonpo.or.jp/)



# 2 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

## <共同保険引受保険会社について>

引受保険会社			
東京海上日動火災保険株式会社	三井住友海上火災保険株式会社		
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	日新火災海上保険株式会社		
AIG損害保険株式会社			

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているも のではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約 款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただく か、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていた り、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明 点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡くだ

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載する ことにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告 知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

### 東京海上日動のホームページのご案内

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

## 東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

「 事 故 は 1 1 9 番・1 1 0 番 ]



**50** 0120-119-110

受付時間: 24時間365日

# ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加 入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。 お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認くださ い。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□ 保険金をお支払いする主な場合	□ 保険金額、免責金額(自己負担額)
□ 保険期間	□ 保険料・保険料払込方法
□ 保除の対象とかる方	

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を 訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合 わせ先までご連絡ください。

# - 【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	傷害補償
□ <u>加入依頼書等の[生年月日]または[満年齢</u> ]欄、 <u>[性別]</u> 欄は正しくご記入いただいていますか? *1 こども傷害補償の場合は、必ずご確認ください。	O *1
□ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)	0

# -【すべての補償に共通してご確認いただく事項】

□ 加入依頼書等の[他の保険契約等]欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。